

# ロシア国立海軍文書館所蔵一八六〇～六一年長崎関係史料について

宮 地 正 人

はじめに

報告者は、一九九九年七月上旬から三週間ほど、サンクト・ペテルブルグにあるロシア国立海軍文書館を訪問し、「幕末外国関係文書」編纂の必要上、一八六一（文久元）年に発生した対馬事件関係の史料調査を行つた。この折、長崎に関する若干の諸史料（日本文史料を含む）を見ることが出来たので、本日はこの点に絞つて話を進めてみたい。対象となる文書（以下「ファンド」という）は、第二四〇番ファンドで、ファンド名は「リハチヨフ海軍少将指揮下中国艦隊文書 一八六〇年一月一二日」、

国諸港におけるロシア領事との往復書翰」及び第三〇ファイル（題名は「長崎奉行との往復書翰 一八六一年一月一二日～九月二〇日」）の二つのファイルにおいてである。

## 一 ビリレフ関係史料

ビリレフは中国艦隊中のボサドニク号艦長であり、クロンシュタットから中国海域に赴き、万延元年五月一〇日（一八六〇年六月二八日）以下地の文では、特に断わらない限り、ロシア暦ではなく西暦を示す）に上海に到着する。しかしボサドニク号の蒸気機関が故障したため、艦隊より離脱、来崎し、蘭人ハルデスが統轄する長崎の製鉄所に修理を依頼する。<sup>(1)</sup> 製鉄所の仕事はビリレフの目には、「ハルデス以外のヨーロッパ人は大酒をくらつていて、総ての仕事を日本人に任せてしまつてい<sup>(2)</sup> る」ように映つてゐる。敏腕家のビリレフは、この修理待ちの長崎滞在期間を利用して、稻佐の地に中国艦隊のため、病院その他の施設を設け、万延元年五月二八日（一八六〇年七月一六日）から病院患者の統計をとり始めてゐる。ロシア暦八月一ヶ月の悟真寺病院統計では、七月末の患者数二七名、八月中の入院者数八六名、八月中の退院者数五五名、八月中的死亡者数一名、八月末の患者数五七名となつてゐる。<sup>(3)</sup> ビリレフは、悟真寺を借りることを皮切りに、光明庵を借り、小規模

な「海軍工廠」を建設し、乾パン工場を設け、そして士官のための休憩所をつくりあげた。<sup>(4)</sup> このような中で、万延元年七月一日には、岡部長崎

奉行がポサドニク号を訪問し、歓待をうけて五時間半も同艦にとどまつたりもしている。<sup>(5)</sup> そして、万延元年一〇月三日、蒸気機関の修理が終了した同艦は渤海湾に向けて長崎を出航する。

この間、岡部長崎奉行は四回、ビリレフに書翰を送っている。最初のものは七月七日付の、日本人海難者救助行為への感謝状である。<sup>(6)</sup>

去月九日夜暴風雨の節、小船之内二而及困難候者二人、貴國士官セルコフ之差団ニ依而、水夫兩人暴風雨を侵して救揚、厚く被加介抱、何

れも一命を全せし段、忝存候、セルコフ及び水夫兩人可然賞与被致度

存候、謹言

万延元年七月七日

岡部駿河守（花押）

（露・蘭訳文あり）

続く三通は、いざれもロシア側の土地・家屋借用要求への回答である。ロシア側の不斷の要求の度合が如実に我々に伝わってくる。

稻佐崎屯所地内ニ有之候百姓福松之家借受被申度、非常之節は早速立去、且同所と百姓家之堺江壠取立居候、差支無之旨、為応接罷越候も之の江被申聞候趣は有之候得共、右家は即屯所之地内にて、貴国人江貸渡候而は外之響ニも相成、何分差支候間、及断候、外百姓家・寺院等之内ニ而故障無之場所有之候ハ、貸渡候様存候、謹言

万延元年七月廿一日

岡部駿河守（花押）

びりれふ君

（蘭・露訳文あり）

被申立候家屋は備場地内ニ付、一切難貸渡、同所隣地江取建相成候家被借受候儀は、相対次第支無之候間、此段申進候、謹言

万延元年八月十七日

岡部駿河守（花押）

びりれふ君

（蘭・露訳文あり）

貴國軍艦修復中上陸場ニ被借受度趣被申聞候、家屋は非常之節備場内ニ付、何分任望兼候間、乍氣之毒及断候、就而は、同所隣地江取建相成候民家者、申立之場所と眺望も同様ニ候間、相対次第被借受候儀差支無之様、其筋江申付候、謹言

万延元年十月一日

岡部駿河守（花押）

びりれふ君

（露訳文のみあり）

このように数ヶ月間、ビリレフは長崎奉行所の諸役人と深い交渉をつづけていたのであり、翌年の事件発生後は、彼等諸役人は、前年の不断でねばり強いビリレフの態度を想起したに相違無い。彼等にとつてビリレフは、すでに既知のロシア海軍軍人だつたのである。

## 二 リハチヨフ関係史料

一八六〇年の清国対英仏連合軍の戦争に対するロシアの基本的姿勢は、駐清公使イグナチヨフが両者間に仲介の労を取り、その見返りに清国からアイゲン条約の再確認とウスリー河右岸の割譲をかちとることにあつた。そのためリハチヨフ中国艦隊は渤海湾に集結し、特定の期間イグナチヨフを同艦隊に迎え入れ、仲介の好機到来と判断した時に、公使を北京に安全に送り届ける使命を帯びていたのである。旗艦スペトラナ号に迎え入れたロシア暦六月二二日から二九日の間、リハチヨフは彼と共に長崎に来航しているが、本格的な来航は、イグナチヨフが北京に出発した後となるのは、事の当然であろう。即ち、万延元年九月二十四日、上海より長崎に到着、一〇月一日には長崎から沿海地方に向い、その後箱館

に寄港、領事ゴシケヴィッチを乗船させて、一月五日に長崎に入港、同月九日、上海に赴き、中国艦隊の一部をそこでロシアに帰国させるとともに、本国よりの郵便物を入手した上で、二月二九日に長崎に戻つてきている。その後は相当長期間長崎に滞在し、文久元年二月二日、通訳として志賀浦太郎を伴いつつ、瀬戸内海を経由して江戸に向い、横浜でゴシケビイッチと面会するのである。この間リハチョフは岡部長崎奉行より八通におよぶ書翰を送られている。

但し、書翰を理解するためには、リハチョフの日記と対照してみなければならぬ。<sup>(10)</sup>以下彼の日記を和暦に換算した上で、要約してみなげとする。

万延元年九月三〇日

長崎奉行所の次官が、長崎防衛のための砲台建設の件で頼みに来る。

「お手伝しましよう。しかし今は時間がない。表面的にやつてもだめで、場所と図面を調べなければならない。戻ってきてからやりましょう」。

文久元年一月二日

ゴシケビイッチは長崎奉行に、①瀬戸内海の港に寄港すること、②志賀浦太郎を箱館に教育のために連れていくこと、③二名の若いロシア語通詞に士分の身分を与えること、の三点を要請する。

文久元年一月三日

午後、奉行は①と③に関しては認めると回答してきた。

文久元年一月一〇日

長崎奉行所役人が来て、九月三〇日付の件を持ち出し、実際に見分してくれと頼んできた。そして長崎港のスケッチと砲台予定図を置いていった。

文久元年一月一七日

午前一〇時より午後四時まで、中台信太郎同伴で詳細に台場を点検、意見を述べる。

文久元年一月一九日

田中廉太郎にリハチョフの要求を伝える。①江戸に瀬戸内海を経由して赴くので、必要品を各港で購入することを文書で許可すること、②船津における海軍施設と家屋をロシアに保障すること、③若い通詞に士分の身分を与えること。田中は三日後に満足のいく約束を与えると保障した。

文久元年一月二〇日

奉行が来訪して会食した。奉行から、シーボルトをロシア艦で江戸に送つてくれと依頼される。

文久元年一月二二日

中台が会いたいといって来たが、田中に伝えた私の要求に奉行が回答しない限り会わないと返事する。

文久元年一月二四日

奉行から手紙が送られて來たが、不満足な内容だったので、我々の通詞が拙劣に翻訳した、との口実で差戻し、オランダ語を伴った手紙がほしいと告げた。

文久元年一月二五日

夕方、奉行からのオランダ語訳の手紙が届いた。土地については曖昧なもので、昇進に関しては拒否、その内に昇進させる、とのものだ。

文久元年一月二六日

ブーシキンを奉行の許に派遣して次の事項を確認させた。①再度艦隊が寄港する場合に備えて、誰もも家屋と土地を引き渡さないこと、②瀬戸内海航海時、石炭を入手するための書類交付、③志賀浦太郎を正式に、しかも無条件でつれていっていいとの許可書の交付。

文久元年一月一八日

奉行からの手紙が届いた。とても満足のいく内容のものである。

文久元年一月二九日

田中が肥前の重臣と来訪した。砲台に關し一時間会談した。奉行は正式に施条砲の送附を求めた。

右のような事の経緯を念頭に置くと、以下の八通の書翰のもつてている意味が、より鮮明となるだろう。<sup>(11)-(18)</sup>

為用弁兼而遣置候志賀浦太郎、当分箱館表江被召連度趣被申越候書面

致披閱候、右は最前コンシユル被申越候ニは、同人語学修業之為メ召

連度趣ニ付、左候而ハ同人勤も有之、右様之次第二而には不都合ニ付及

断候得共、此度被申越候通、用弁差支候上は無余義事ニも有之候間、

承届候、尤外国江連渡候儀は決而不被致、一二三ヶ月も相立候ハ、被

差帰候証書被差越候様致度、此段及挨拶候、謹言

万延二年正月十四日

岡部駿河守（花押）

いわん・りはちゑふ君

（露訳文のみあり）

魯西亞語学修業いたし候栄之助・儀三郎は、貴國士官之向より語学教授被致候ニ付、通弁追々上達、用弁ニも相成候間、猶此上出精次第取立方も可致と忝存候、此段礼謝申述候、謹言

万延二年正月廿四日

岡部駿河守（花押）

いわん・りはちゑふ君

（蘭訳文のみあり）

万延二年

正月廿七日

岡部駿河守（花押）

平戸小屋休息所悟眞寺光明庵并船津江新ニ取建候民家、貴国人ニ限貸

渡可申趣、兼而取極置候様ニは相成兼候得共、貴國軍艦不時渡來・修復等被差加候内、貸渡方之儀は寺僧借主等ニおるても差支無之旨申立候ニ付、渡來之節ニ至被申聞候ハ、是迄之振合を以何れとも差支は為

致申間敷候、此段申進候、謹言

万延二年正月廿四日

岡部駿河守（花押）

いわん・りはちゑふ君

此度其許箱館表江被連參候ニ付、為用弁兼而遣置居庄屋見習志賀浦太郎義、同所迄召連候ニ付而は、被申越候証書之趣も有之候間、承届、右之趣其筋江申渡候、此段再答旁申進候、謹言

万延二年正月廿六日

岡部駿河守（花押）

いわん・りはちゑふ君

（蘭訳文のみあり）

貴国蒸氣軍艦オビリツニチ、此度長崎より神奈川表江被相越候ニ付、航海中自然必用之品遣切差支候節は無余儀場合ニ候間、其處有合之分被買請候とも不苦事ニ候、此段申進候、謹言

正月廿七日

岡部駿河守（花押）

いわん・りはちゑふ君

（蘭・露訳文あり）

昨廿六日<sup>二月廿三日</sup>附之書面致披閱候、貴國軍艦當港江修復之ため近々着港之筈ニ付、是迄上陸止宿被致候悟眞寺光明庵外ニヶ所共其節尚又被借受度段被申越候ニ付、其筋相糾候処、寺僧・家主共差支無之趣ニ候間、被申越候通り右船修復中貸渡候様取許可申候、此段及挨拶候、謹言

正月廿七日

岡部駿河守（花押）

いわん・りはちゑふ君

（蘭・露訳文あり）

此程支配向より遂談判候節、被及咄候長間玉利有之大炮并同断玉形絵図借用致し度、且新規發明之着発彈製作等之儀も、不苦候ハ、示ニ預

り度、此段所願候、謹言

正月廿九日  
万延二年

いわん・りはちゑふ君

岡部駿河守（花押）

（蘭・露訳文あり）

昨廿九日支配向より談判を遂候、近來發明之遠町打新砲弾、三種先ツ  
試ニ相求申度候間、此地江差送り方之義可然被計吳候様いたし度、此  
段所願候、謹言

万延二年  
正月廿九日

いわん・りはちゑふ君

岡部駿河守（花押）

（露訳文のみあり）

日記と奉行書翰から、経緯は次のようになろうか。志賀をつれていき  
たいとのゴシケヴィッチの要請を、奉行は語学教育のためなので不可と  
回答、その後、「用弁」に差支えるとのリハチヨフの再要請に対し、外  
国に連れていかず、一三ヶ月後に長崎に戻すとの証書があれば許可する  
と対応し、恐らく、その証書を提出させた上で、志賀の同伴を許可する

（1/26）。

ロシア語通訳の栄之助・儀三郎の土分化要請に対しても、幕府的身分

制度の根幹にかかる問題でもあり、「猶比上出精次第取立方も可致」  
（1/24）との態度を一貫して崩していない。リハチヨフはこの回答に  
不満足なのだが、これ以上の要請はおこなわなかつた。

但し、この種の問題では、長崎奉行所も「防御」のみの姿勢を執つて  
いただけではない。日本語史料では判然としないが、リハチヨフ日記で  
は、はつきりと「施条砲」と明記されている最先端兵器を、着発弾とと  
もに、イギリスやフランスではなく、ロシアを介して入手しようとする  
積極的態度を、長崎奉行所はこの時執っていたのである。第二次アヘン  
戦争の帰趨という国際政治の動向とそこでロシアの役割りを、長崎奉  
行所レヴエルでどう判断し、その判断のリーダーは誰だったのかは、関  
心がひかれるテーマである。

更に、長崎防備体制のチェックをロシア海軍に依頼していることにも  
注目すべきであろう。ここには長崎奉行所のみならず、長崎警備の軍役  
を負う佐賀・福岡両大藩の利害がかかわっている。そして、このような  
種々のチェックを経過して確立された長崎の防備体制は、一八六三・六  
四年の奉勅攘夷・横浜鎖港期においては、日本側が本気になれば、長崎  
は横浜以上に外国人にとつて留まることが出来ない、と外国軍人に判断  
されるほどになつていった。<sup>(19)</sup>

### 三 リハチヨフ宛オイレンブルグ書翰

オブリニチ号の瀬戸内海を経由しての江戸行きに関する物品購入許可  
状は、ゴシケヴィッチの時から要請していたにも拘らず、一月二七日付  
でようやく発行されている。これは、リハチヨフの出発が真近に迫った  
ことで、ロシア側がせかしたのだろうが、通訳志賀浦太郎同伴が前日に  
許されたこととも連動しているだろう。志賀は早速下関での石炭購入時  
に通訳としての活動を開始するのである。

長崎にはこの時期は既に、小さいながらもヨーロッパ人の国際社会が  
形成されていた。そして狭いながらも、いや狭いが故に、活発な公的私  
的情報を相互に交換する中で、この得体の知れない東洋人社会に対し、  
共同歩調のとれる処は可能な限り取りあおうとしていたのである。  
リハチヨフにとっての正式な公的関係でこの時期最大なもののは、プロ

イセン対日全権公使オイレンブルグとの係りであった。李日条約を、待機と根気競べの末、一八六一年一月二四日によく締結することに成功した彼は、一月三一日横浜を出航、二月一七日（暴風雨のため大幅に遅れている）に長崎に入航、同月二四日に上海に向かって出崎している。当

時は、リハチョフも上海に来航していた時期に当り、上海での文通のものである。

#### 四 リハチョフ宛長崎外交団書翰

時、ブロイセンはロシアの友好国であり、中国に向うことを知つたりハチヨフとしては、オイレンブルグに便宜供与をしなければならない立場に置かれていた。彼の「日記」中二月一〇日条には、「我々の全艦隊を貴下のもとで自由に使用するようとの、世辞的手紙（日付は二月一九日付）をオイレンブルグに書いた」とあり、そして二月二三日一時半にはオイレンブルグのもとを訪問している（それ以前は病氣を理由にして会いに行つてない）。当日の日記には、「彼は外交人で、愚かな人物ではない。私は日本に関する彼の意見を糺した。彼は直ちに横浜の外国人を防衛すべく艦船を江戸に派遣すべきだと助言した。政府は非常に脆弱で、水戸の家臣に対する対策を講じるのをこわがつてゐる。斎昭が死んだ後、現在の水戸侯は斎昭派の家臣を解職した。政府への主要な反対派は諸侯であり、彼等の狙いは、政権の変革、大君政権の廃絶、そしてミカド政権の復活だ、と彼は述べた」とある。そして、この場において、両者は、白河から天津迄、ロシア艦船の内一艘を提供することで合意をみている。

文書館史料には、この二月三日付で、「一九日付貴下の書翰での申し出を、感謝をこめて受けられる」旨のオイレンブルグ書翰<sup>(20)</sup>（仏文）が保管されており、恐らく、当日の両者の会見での合意を踏え、公式文書としてオイレンブルグがリハチョフ宛に送ったものと思われる。

なお、文書館史料には、一八六一四月二二日付上海発の「四月二一日付手紙を受けとつた。ラズボイニク号を使用させるとの貴下の提案を感謝を以て受諾する」旨のオイレンブルグ書翰<sup>(21)</sup>（仏文）も存在するが、こ

前述のオイレンブルグの話にもある如く、この時期は、万延元年一二月五日のヒュースケン暗殺、その後の英仏蘭三国外交団の横浜への引揚げといった、外交上の大混雑の時に当つており、リハチョフもろにこの異常事態にまきこまれてゐる。彼の「日記」中、一八六一年二月二二日（文久元年一月一三日）の条には「ウォルシユ（米國長崎領事）の書付を受けとつた。江戸で新たな虐殺が発生した。水戸派の人間が某国の軍艦に乗り込み、抜刀して全員に襲いかかり、七・八人を殺害し、二人を傷つけ逃亡した。情報は信頼出来るものだ」と記述されている。

その記述から二日後の二月二四日、リハチョフはウォルシユの次のように書翰<sup>(22)</sup>（英文）を受けとつた。大意を左に紹介する。

昨夜江戸からこのニュースを受けとつた。外国船での殺害事件の勃発と矛盾するこのニュースを貴下に告げることが出来、大変うれしい。このニュースは本月一五日のものだが、江戸と神奈川の外国人は全く平穀との話だ。しかし、日本人の間では大騒動がつづいており、リヴオリーションが毎日のように予期されていることは事実だ。情報提供者は出島のポンペ博士で、今回の二件は共に彼の日本人生徒の一人から情報を得てゐる。この日本人情報は、これ以前についてでは極めて信頼性の高いものだつた。今回のそれが誤報だつたことは、多分、江戸の人々の昂奮状況に、その原因が求められるべきだらう。（中略）私の情報提供者が誰なのかは、口外しないでいただきたい。というのは、この不安定な状況におかれられた国に関する情報入手する機会から隔てられるよりは、一回の過誤は大目に見

倣されるべきだからだ。

ここで言及されているポンペへの情報をもたらした日本人人生徒は、あの松本良順である。オイレンブルグは、彼の日記の一月二一日の条に、「ポンペとオランダ領事メットマンが招待した茂木への楽しいピクニックを記述した中で、宴会の途中、「ドルクル・ポンペは私を傍らに連れて行って、日本の医師の松本が、商人に変装した水戸侯の武士等が江戸湾に碇泊中の欧羅巴の一軍艦を襲撃して、乗組員の中十人を殺し、二十人以上に重傷を負はせたといふ報道が江戸から来たといふことを私に話して聞かせた」とある如くである。幕府一長崎奉行所の情報ルートとは別個に、ポンペの許に医学勉学に集っていた若い優秀な蘭法医達が、長崎ではあと一つの主要な情報になっていたことについては、我々が留意して然るべき事項の一つであろう。

なお、リハチヨフは、イギリス領事モリソンよりも同日付の同一の趣旨を伝える簡略な書翰<sup>(24)</sup>（英文）を送られている。外国人人居留地社会の雰囲気は、以上のことからも窺うことが出来るのである。

## 五 シーボルトとリハチヨフ

一八五九年から六三年に再来日したシーボルトも、この間の日本のヨーロッパの間で、種々の仲介を試みた人物であり、リハチヨフとも深い関係を有していた。保田孝一編著『文久元年の対露外交とシーボルト』（岡山大学吉備洋文資料研究会発行、一九九五年三月刊）は、この当時の日露関係を研究する上での必読文献であるが、この中で保田氏は、ロシア国立海軍文書館所蔵第一六番フォンド（「リハチヨフ文書」）の第一オーピシ第二九七ファイル（「シーボルトのリハチヨフへの手紙 一八六年六月九月」）の原文紹介と翻訳を他の協力者とともにおこなっている。報告者は、冒頭に挙げた史料の中に、このシーボルト書翰とつな

がる四通のシーボルト書翰（共に仏文）があるのに気がついたので、保田氏の労作への補足として、ここに紹介してみたい。

第一書翰<sup>(25)</sup>は、一八五九年九月四日付東シベリア総督ムラヴィヨフ宛書翰である。ムラヴィヨフは、この年の八月一七日より九月五日迄江戸に来航し、国境交渉をおこなっていたので、このニュースを聞いたシーボルトが執筆したと思われる。本書翰は写であり、本紙をなんらかの手段でムラヴィヨフに送ったシーボルトが自分の立場を明白にするため、控をリハチヨフに示したものか。シーボルトは、以前ロシアでムラヴィヨフと面会、既知の間柄であった。そこでは、「一ヶ月前に日本に来た。仕事はオランダ貿易会社にかかわっている。ジャワとアムール・東シベリア地域との通商を行いたい」との提案である。

第二書翰<sup>(26)</sup>は、一八六〇年三月二二日付東シベリア総督ムラヴィヨフ宛書翰で、これも写であり、第一書翰と同様のことかとも考えられる。この書翰では、シーボルトはサハリンのロシアへの併合を勧め、「東シベリアとアムール地域にジャワの商品を供給したい。そのため東シベリア総督府とオランダ貿易会社との関係を確立したい。このために、ロシア長崎副領事にボードウイン（オランダ副領事兼オランダ貿易会社総支配人）を任命してほしい。そうすれば、来日するロシア人とロシア船に物資を供給出来る」と述べている。

第三書翰<sup>(27)</sup>は、一八六〇年一一月一三日付リハチヨフ宛書翰であつて、「息子のアレキサンダーを日本語のわかる士官候補生として採用してもらいたい。しかしあと数年は日本で修業しないと、息子は日本語と日本文化に通曉しないだろう」という息子の就職依頼である。リハチヨフは彼の「日記」の一八六〇年一一月六日、即ち上海から長崎に到着した万延元年九月二十四日に、シーボルトと会つたことを記述し、「シーボルトは大変興味深い人間だが、骨の髓迄徹底的なドイツ人だ」といつている。

この書き方からすると、この日が初対面だと思われる。一一月一〇日にも会つており、「日記」では、シーボルトはリハチヨフに対し、「日本人は二十万の兵士を集めることが出来る。自分は日本の総人口を二千八百万人と見積つている。ロシア人とオランダ人は、日本人を、あらゆる技芸についても教育しなければならない。オランダ東印度会社にとつては、ロシアと交易を開かねばならない。会社の当地の代理人をロシア領事に推薦したい」と語つてゐる。前述の第三書翰の日付当日にもリハチヨフはシーボルト及びボードウインと会つており、「日記」では、「シーボルトは、ボードウインをロシアの副領事に任命する件をむしかえした。私はほどよく返事をした。シーボルトから様々な同人の著作と息子についての懇請を受けた。彼を指揮者とする学術的水路調査探検隊組織の件が話しあわれた」とある。

第四書翰は、一八六一年九月二八日付リハチヨフ宛書翰であつて、この当時リハチヨフは箱館に滞在していた。内容は、「今日、ノヴゴロドよりの手紙を受けとつた。海軍士官候補生として息子を採用してもらえたとの由、感謝する。そして、暫くは日本にいてよいとの許可を得て有難い。一月から二月に長崎にいくので、その時には息子を乗船させたい」との趣旨である。しかし息子のアレキサンダー・シーボルトは、実際にはその後、在日イギリス公使館で勤務することとなる。

### おわりに

僅か三週間ばかりの滞在であつたが、ロシア国立海軍文書館の史料の蒐集のみ」とさには感心するばかりであった。我々はよく、フランスやイギリス、そしてアメリカの文書館の話を聞くし、また聞きもあるが、全く別の歴史を経ながらも、このような文書館と収蔵史料内容が形成されている、という事実に関しては、我々は日本の公文書保存の歴史と対

照させつつ、真摯に学ぶ必要がある。あと一つ学んだことは、往々に論議されている、「公文書館に私文書を受け入れるべきかどうか」という論題は無意味だ、ということである。リハチヨフ艦隊文書は、彼の個人文書第一六番フォンドが存在することにより、始めて生きてくる。公文書と私文書は、両者相俟つて、ようやく歴史の全貌を示唆し始める。この意味においても海軍文書館の姿勢は極めて教訓的であった。今後とも、時間と能力の続く限り、ロシアの日本関係史料を調査していくきたいものである。

### 〔注〕

(1) Φ.240, on. 1, d. 3, l. 29, 36 06. には「一八六〇年六月二八日（恐らくロシア暦か）長崎」とのロシア語の書き込みのある米国長崎領事ウォルシュ宛フルベッキの手紙と長崎奉行の返書（オランダ語及び英語への翻訳）がある。おそらく、ビリレフの依頼をうけたウォルシュの長崎奉行宛ロシア軍用病院建設並びに艦船修理許可申請に対する奉行返答書（オランダ語）を、フルベッキが翻訳したものであろう。次に奉行返答書を紹介する。

ロシア戦艦の士官・水兵の上陸並びに同戦艦修理に関する書翰を読んだ。居留用地所の地取りと土地ならしに関する命令は発せられたが、作業は完了してはいない。もしすぐに滞在するのであれば、そのことは考慮されるだろう。戦艦修理の件は希望に沿うことになるだろうし、その作業は長崎にある鋳物工場でなされることとなる。この件については、それにはかかわっている責任者に命令が出されている。昨年四・五月に、日本人はコレラという疫病にかかり、それは当地に来た外国人からうつされたものだった。この疫病は日本全国を犯し、多くの日本人が、このために死亡した。したがつて以下のことを通告した上で、許可証を与えてほしい。即ち、ロシア船からのどのような患者も、このような病気に犯されてはいざ、もしも、そうであれば、残念ながら、その船は出

- 航しなければならず、しかも即刻に、碇泊地を与えられる」となくそうしなければならない、といふことを。何故ならば、我々は多くの人々の命が危険に瀕したり、失なわれることを許すことは出来ないからだ。責任者にまづい伝えてほしい。患者が上陸させられる以前に、医師が状態を検査するために、艦船に派遣される、といつゝんだ。
- (2) ロシア語雑誌『モルスコイ・ズボルニク』一八六一年第一号、二七頁  
(3) 同右三九頁  
(4) 『幕末外國關係文書』第四五卷六〇～六一頁参照のゝれ  
(5) 注(2) 一一八頁  
(6) Φ. 240, op. 1, d. 3  
(7) Φ. 240, op. 1, d. 3  
(8) Φ. 240, op. 1, d. 3  
(9) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 7  
(10) Φ. 16, op. 1, d. 22  
(11) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 41  
(12) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 38  
(13) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 24  
(14) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 7  
(15) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 3  
(16) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 32  
(17) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 19  
(18) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 13  
(19) 英国公文書館(P. R. O.)の海軍省文書(ADM 1/5825)第四四八号文書には、長崎防衛に関して、「一八六三年一〇月二二日付アラウン(在上海)のクーパー在日英國艦隊司令官宛書翰があり、そのには、「長崎といふ場所はワナのようになっており、極めて狭い入り口から脱出しよとする船は、両側の強力な砲台網のため、むち打ち刑罰の中で走りぬけねばならないこと」などがとの問い合わせがあり、クーパーも、「一月一四日の返事の中で、「長崎についていえば、戦争が開始した際は、」の場所は、

とても強く強力な軍事力無しには維持しえない。ふた心のある敵の側に多数の砲台が残っている限り、小数部隊の同地への駐屯は、突然の攻撃や奇襲の危険にさらされるとなるだらう」と述べている。更にクーパーは、英國政府よりの質問に「一八六四年二月二一日付の書翰(ADM 1/5876, No. 44)で回答しており、「長崎は放棄しなければならない。周囲の土地がそのようなので、私の意見では、同地を確保するには極めて強力な陸上部隊が必要だ。船の数が如何に多かるうと、その狭い港湾においては役に立たない。その港は高地と多くの砲台にとりかこまれているのだ」と述べている。鹿児島の砲台網に関するても、島津斉彬はオランダ士官にその有効性如何を問い合わせてゐるのであり、今後とも、幕末期の砲台網の軍事的意味と機能に関しては、注意を払う必要があるだらう。

- (20) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 44  
(21) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 42  
(22) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 46-47 o.b.  
(23) 日獨文化協会発行『第一回使節日本帶在記』(刀江書院、一九四〇年四月刊) 一一五八頁

- (24) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 45  
(25) Φ. 240, op. 1, d. 30, l. 37-38

左に全文を示す。

東シベリア総督  
ムラヴィヨフ伯爵閣下

#### 謹啓

私は、閣下がロシア皇帝陛下の全権使節として、最近締結された條約批准書交換のため、北京の宮殿に赴かれたる、そして、恐らく、このクーパー在日英國艦隊司令官宛書翰があり、そのには、「長崎といふ場所はワナのようになっており、極めて狭い入り口から脱出しよとする船は、両側の強力な砲台網のため、むち打ち刑罰の中で走りぬけねばならないこと」などがとの問い合わせがあり、クーパーも、「一月一四日の返事の中で、「長崎についていえば、戦争が開始した際は、」の場所は、

とても強く強力な軍事力無しには維持しえない。ふた心のある敵の側に多数の砲台が残っている限り、小数部隊の同地への駐屯は、突然の攻撃や奇襲の危険にさらされるとなるだらう」と述べている。更にクーパーは、英國政府よりの質問に「一八六四年二月二一日付の書翰(ADM 1/5876, No. 44)で回答しており、「長崎は放棄しなければならない。周囲の土地がそのようなので、私の意見では、同地を確保するには極めて強力な陸上部隊が必要だ。船の数が如何に多かるうと、その狭い港湾においては役に立たない。その港は高地と多くの砲台にとりかこまれているのだ」と述べている。鹿児島の砲台網に関するても、島津斉彬はオランダ士官にその有効性如何を問い合わせてゐるのであり、今後とも、幕末期の砲台網の軍事的意味と機能に関しては、注意を払う必要があるだらう。

です。その話というのは、アムール地域と蘭領東インドとの間の直接的  
通商関係の樹立についてであり、シベリア並びにロシア領辺境アジアに、

我々の植民地生産物であるコーヒー、砂糖、香辛料、医薬品、アラック  
酒、インディゴ、米、錫等、一言でいえば、その本国より離れた広大な

閣下の支配地域にとって必要不可欠な、東インド植民地で生産された食  
糧と諸生産物を供給することについてです。日本が開港したことは、同

一性格の計画に有利に作用するでしょうが、植民地を所有している他の  
総ての国々は、ここで言及したような生産物に関し、その価格であれ、  
その品質であれ、インドの真珠ともいるべきジャワを領有している我々  
と競争することは不可能でしょう。私は閣下が、サンクト・ペテルブル  
グにおいて既に申し上げた私の考え方——それは閣下のねばり強さとエ  
ネルギーのおかげで平和的に征服されたアムール地域の重要性について

閣下に申し上げた時から私を勇気づけてくれる考え方なのですが——に賛  
成して下さるだらうことに、疑念をいだいてはおりません。

もしも、私の手紙を、まだ神奈川か江戸において御受けとりになられ  
ましたならば、長崎に迄閣下の航海を続けよう決心される上で、この  
手紙が効果を發揮するよう期待しております。実際に、外国貿易の中心  
となつてゐる、この日本の古い港を御覧になり探査されることは、重要  
でもあり有用でもあることでしょう。そして閣下は、私が非常に経験に  
豊み、完全にロシア皇帝陛下政府に献身的なる案内者であることを、御  
認めになることと存じます。

しかしながら、閣下に再会する光栄に浴さずにはヨーロッパには戻ら  
ないつもりです。そして閣下は、ロシア領アジアを経由してヨーロッパ  
に戻ることに関し私が皇帝陛下政府に御願いする件について、閣下は御  
力を御貸し下さることと存じます。

閣下の御健康並びに私が御願いしていることへの閣下の御厚情の印と  
して、数語なりとも御返事を頂戴出来るることを期待しております。

ヨンクヘル・Ph・F・ドゥ・シーボルト  
日本の長崎にて

頓首敬白

(26) 一八五九年九月四日  
Φ 240, o.p. 1, l. 30, l. 39-40

左に全文を示す。

東シベリア総督  
ムラヴィヨフ伯爵閣下

謹啓

去る九月の始め、私が日本に到着した際、フリゲート艦アスコルド号  
艦長を介し、閣下に向て差出した手紙が御手許に届き、その手紙が、閣  
下の御記憶に私をよみがえらせたばかりではなく、同時に、閣下の政府  
によつて開始された露日関係の成功に、私が関心をいただき続いていると  
いう新たな印をも御示ししたのではないだらうか、と私は期待しております。

とりわけ、サハリン島をロシア帝国に併合することに関する政治的通商  
的重要性は量り知れません。故クルーゼンシュテルン提督の望んだアニ  
ワ湾での植民地建設は実現間近です。サハリン島占拠により、ロシアは  
大洋の北半球において重要な場が創出されたことを知りました。更にも  
う一步南に向つて前進するならば、ロシアは日本帝国の庇護者となるこ  
とでしよう。エネルギーにみちあふれる賢明なる閣下により、シベリア  
の東部辺境の地にその基礎を据えられた新帝国の植民地化と文明化とい  
う利益のため、私は前回（五九年九月四日付）の手紙で述べさせていた  
だいた我々の計画に戻り、再び閣下の注意を、日本において、私の協力  
のもと、都合よく実現されたオランダ貿易会社 (Handel-Maatschappij)  
の設立の件に向けいただきたく存じます。東インドの全商業に君臨す  
る、しつかりとたくましいこの会社は、アムール地域の通商を発展させ  
るために貢献することが出来、東部シベリアに蘭領東インドの総ての生産  
物を供給することが出来るでしょう。いかなる他の通商国民も、より早  
く、より安く、より良質なものを供給することは不可能なのです。

もしも、私の計画が閣下に嘉納されたならば、私はとり急ぎ、オラン  
ダ貿易会社と東シベリア政府との間の通商関係樹立に関する概要を御示  
しするつもりです。

ところで、閣下の御注意を、長崎でのロシア副領事任命の件に御向けいただきたいのです。私は、ボードウイン氏が副領事に任命されるよう、会社商店長なのです。とても正直で通商政策の達人です。

私が実際的な顧問であり助言者である貿易会社の代理人がロシアの長崎副領事に任命されることにより、閣下の政府は、ロシア艦船にとってのあらゆる支援を確保することが出来、援助金という形で、長崎を訪問するロシア國民への物資や、あるいは箱館乃至他の土地で彼等が必要です。

閣下の政府は、東シベリアの通商的利害において積極的な協力を確保できるでしょう。私の側からは、閣下が我が友ボードウイン氏を副領事に任命して下さるよう御願いしたいのです。

頓首敬白

ヨンクヘル・Ph·F·ドゥ・シーボルト

(27)

長崎、一八六〇年三月二一日  
Φ 240, op. 1, d. 3, l. 10-1106.

左に全文を示す。

中国日本海域ロシア帝国艦隊  
司令長官 I·リハチョフ殿

謹啓

私は、貴下を艦上に訪問した際、中國及び日本海域に配置されたロシア帝国艦隊に於ては、ロシアと隣接するこの帝国の風習・習慣・制度・法律に関し一定の知識をもつ日本語通訳を自由に使えるようにしておくことが重要だと貴下に御話しました。

日本の諸港が通商のため開港されたこと、及び文明世界とのどだえることのない関係が存在するということは、この知的な国民の科学と芸術上の進歩に対し多大の貢献をなすことでしょう。自国を守り軍事的独立を維持させなければならないという必要性は、軍事的且つ偉大な歴史を賦与されているこの国の陸海軍科学を急速に発展させることでしょ

う。そして、ロシア人は、日本においては非常に尊敬されているので、ロシアの利益はまた、他の海軍強国のそれよりも配慮されることでしょう。日本では、ロシアとの政治的関係とロシア政府の高貴で公平なる行動は、他の諸国については、特にその中でもイギリスが警戒している中において、高く評価されているのです。中国との戦争は、將軍（世俗の皇帝）の側に多大の不安をよびおこしました。そして、敵対關係が生じた場合には、日本人はロシア皇帝陛下の平和的介入を当てにしているのです。

他方、ロシアの側においても、最も離れた辺境の地において、いざという時には非武装の二千六百万人以上の人口を武装化させ訓練する極めて強力な同盟国を将来に有することになるのです。

このことこそが、ロシア帝国海軍が、日本語と日本事情に通暁した士官を有する有効性並びに必要性を主張するその根拠となるのです。

それ故に、私は貴下の注意を私の息子アレキサンダーに敢て向けさせたのです。彼は一五歳ですが、私は同人を、日本の言語の勉学にうちこませることを主たる目標として、この国に連れてきたのです。現在彼は日常言語に一定程度上達しておりますが、私は、数年後は、彼がこの国の言語を完全にわがものにするだろうことを期待しています。

そして、明白な証拠を与えてきた私のロシアに対する献身なるものは、私をして、息子をロシア帝国海軍に入れさせようと努力するまでにしておりますので、貴下の力強いお力添えによつて、私の望みを叶えさせていただけますよう、御願いいたしたいのです。

とは申しましても、日本文字と中国文字の混合のため極めて難解な言語である日本語を理解するためには、日常言語はとても上手に話せるようになつてゐるとはいゝ、あと数年間、日本についての勉学を継続するため、当國に留まつてゐることは、息子に於て必要不可欠なことなのです。

それ故に、息子のアレキサンダーが、ロシア帝国海軍に生徒(Cadet Volontaire)として採用されたとしても、もし出来ることならば、特に日本の港に碇泊する艦船に搭乗して、海軍科学を始められるよう、貴下に

謹んで御願いしたいのです。となれば、本人の日本勉強を監督できるよう、私がその港にいることとなるでしょう。

生徒 (Cadet Volontaire) 指名を待ちながら、私の息子は、日本語や他の言語、そして教養としての諸科学を続けるべく、私の許に留まつていただきます。

貴下は、私の原則的立場並びにロシアへの親近感に導かれたこの決心を、よしとされるだろうことに、私は疑念をいたしてはおりません。そして、もし、コンスタンチン大公殿下に、私の望みを貴下によつて取りついでいただくことが出来ましたならば、大公殿下は私に対し、息子の任命と保護という御厚意を私に御与えになることに躊躇なさらないことでしょ。

ヨンクヘール・Ph·F·フォン・シーボルト

長崎近傍の鳴瀧邸にて

一八六〇年一月二三日

(28) Ph. 240, op. I, d. 30, л. 48-48 06.

左に全文を示す。

中国日本海域ロシア帝国艦隊

謹啓

貴下の八月一三日付ノゾロド港発書翰は、長崎よりの陸路での通常郵便によつて届けられ、ようやく本日落掌いたしました。

息子のアレクサンダーが、海軍士官候補生に昇進出来る権利をもつて、生徒 (élève volontaire) としてロシア帝国海軍に受け入れられるよう、また私が望んでいたとおりに、暫くの期間は、本人は日本に滞在出来るよう、とロシア皇帝陛下が御命じになつて下さった御厚意に、私は心より御札を申し上げます。息子が、特に、この日本帝国の諸港に屡々寄港し、または碇泊する艦船に勤務するよう命じられたことは、私にとつての慰めとなります。

皇帝陛下のこのような御厚意に対し、最大の敬意をこめた私の感謝の念を、陛下に御伝え下さるよう、司令長官殿に御願い申し上げます。こ

のことについては、私は引き続き、二つの世界と境を接するロシア帝国の科学的政治的利益のため献身するにふさわしくなるように努める所存です。

幼い時から高貴な感情と道徳的な行動を身につけた私の息子に関しては、私は少しの疑念も懷いてはおりません。僭越ながら、本人の上司であり恩人である司令長官殿のもとに本人を庇護して下さるよう御願い致します。同時に、貴下がその父の軌跡と性向を継ぐ経歴を息子にたどつてほしいとの父親としての願いを叶えて下さった御厚情に対し、衷心から感謝を表明することを、私に御許し下さい。

息子が勤務を開始するため乗船する時期については、一一月か一二月、長崎にて、と考えております。その時、私は暫く同地に戻ろうと思つております。

ヨンクヘール・Ph·F·ドウ・シーボルト

江戸赤羽根接遇所にて

一八六一年九月二八日

頓首敬白